



発行
東京都

目次

5

規程（交）

○東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程……………一

○東京都交通局電子署名規程……………一

規程（水）

○東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………六

○東京都水道局電子署名規程……………七

規程（下水）

○東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………二

○東京都下水道局電子署名規程……………三

規程（交）

●交通局規程第八号

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月二十九日

東京都交通局長 久我 英 男

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局文書管理規程（平成十一年交通局規程第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「次に掲げる場合を除き、」を「前条の規定による」に改め、

「いう。」の下に「（電磁的記録を除く。）」を加え、同項各号を削る。

第三十二条第三項中「第一項各号の規定により情報処理システムを利用して庁外に送信する」を削り、「施行文書」の下に「（電磁的記録に限る。）」を加え、「ついでに、法令等」を「は、東京都交通局電子署名規程（令和六年交通局規程第九号）」に改め、「必要に応じて」を削り、「電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）」を「同規程」に、「行うものとする」を「付与しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同規程第三条第二項に規定する場合は、この限りでない。

第三十二条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を、「押印」の下に「又は電子署名の付与」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第九号

東京都交通局電子署名規程を次のように定める。

令和六年二月二十九日

東京都交通局長 久我 英 男

東京都交通局電子署名規程

第一章 総則

（通則）

第一条 東京都交通局（以下「局」という。）が行う電子署名に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 局が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる

事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

三 電子署名記録媒体 署名符号（電子署名を行うために用いる符号をいう。）及び電子証明書を記録した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

四 当事者型電子署名 電子署名のうち、電子署名記録媒体を用いて行う電子署名をいう。

五 部 東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号。以下「組織規程」という。）第三条に定める部をいう。

六 事業所 組織規程別表に掲げる事業所のうち、課に準ずる取扱いを受けるものをいう。

七 庶務主管課 部又は事業所の庶務をつかさどる課をいう。

八 庶務主管課長 庶務主管課の長をいう。

（電子署名の取扱い及び適用除外）
 第三条 局が行う電子署名は、当事者型電子署名によるものとする。
 2 前項の規定にかかわらず、局が作成した電磁的記録であつて、その真正性を確認できるものとして企画担当部長が別に定める電磁的記録については、電子署名を付与することを要しない。

第二章 当事者型電子署名の取扱い

（電子署名記録媒体管理者の指名）

第四条 電子署名記録媒体を取り扱う部又は事業所に電子署名記録媒体管理者（以下「管理者」という。）を置き、庶務主管課長をもって充てる。

（電子署名記録媒体の発行等）

第五条 電子署名記録媒体の発行及び更新は、企画担当部長がこれを行い、管理者に交付する。

2 前項の規定による電子署名記録媒体の発行及び更新は、電子署名記録媒体交付申請書（別記第一号様式）により管理者が申請することにより行うものとする。

（使用しなくなった電子署名記録媒体の引継ぎ）

第六条 管理者は、電子署名記録媒体を組織の改廃、更新等のため使用しなくなったときは、電子署名記録媒体引継書（別記第二号様式）によりその電子署名記録媒体を企

画担当部長に速やかに引き継がなければならない。

2 企画担当部長は、前項の規定により電子署名記録媒体の引継ぎを受けたときは、当該電子署名記録媒体に記録された署名符号及び電子証明書に係る電磁的記録を抹消するための措置を講じなければならない。

（電子署名記録媒体管理簿）

第七条 総務部デジタル推進担当課長は、電子署名記録媒体を発行し、又は更新したときは、東京都交通局電子署名記録媒体管理簿（別記第三号様式）により整理しておくなければならない。

2 電子署名記録媒体を使用しなくなったときは、総務部デジタル推進担当課長は、当該電子署名記録媒体に係る東京都交通局電子署名記録媒体管理簿（別記第三号様式）に必要な事項を記載しなければならない。

（電子署名記録媒体取扱者の指名等）

第八条 管理者の下に電子署名記録媒体取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 取扱者は、管理者が自己の指揮監督する職員のうちから指名する。

3 取扱者は、管理者の命を受けて当事者型電子署名に関する事務を処理する。

4 管理者又は取扱者（以下「管理者等」という。）が不在であるときは、管理者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

5 管理者は、取扱者を指名し、又は変更したときは、遅滞なく、企画担当部長に報告しなければならない。

（電子署名記録媒体の保管）

第九条 管理者は、電子署名記録媒体を常に堅固な容器に収納することのほか、盗難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに、勤務時間外にあつては、金庫等に保管し、施錠しておかなければならない。

2 管理者は、電子署名記録媒体のパスワードを当該電子署名記録媒体の取扱者及び前条第四項に規定する代行者以外の者に知られることのないようにしなければならない。

（当事者型電子署名の付与）

第十条 当事者型電子署名の付与を求めようとする者は、電子署名使用簿（別記第四号様式）に必要な事項を入力し、当事者型電子署名を付与しようとする電磁的記録（次

項において単に「電磁的記録」という。)に決定済みの起案文書(当該起案文書に係る事案の内容を文書総合管理システムその他事案の決定に用いたシステムを利用して記録した電磁的記録のことをいう。第三項において同じ。)を添え、管理者等の照合(以下「電子署名照合」という。)を受けなければならない。

2 前項の規定により電子署名照合を行った結果、当事者型電子署名の付与を適当と認めたとときは、管理者等は、電磁的記録に当事者型電子署名を付与するものとする。

3 前項の規定により当事者型電子署名を付与したときは、管理者等は、決定済みの起案文書の公印照合・押印欄及び電子署名使用簿(別記第四号様式)の付与者欄に記名しなければならない。

4 勤務時間外にあつては、電子署名記録媒体の使用は、禁止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第三章 補則

(事故報告)

第十一条 管理者は、当事者型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに企画担当部長に電子署名記録媒体事故報告書(別記第五号様式)により報告しなければならない。

- 一 電子署名記録媒体の破損、電子署名記録媒体に記録されているデータの毀損又はパスワードの忘失により電子署名記録媒体を使用できなくなったとき。
- 二 盗難、紛失、災害等により電子署名記録媒体の所在が不明になったとき。
- 三 電子署名記録媒体のパスワードが漏えいしたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、電子署名記録媒体が不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になったとき。

(調査等)

第十二条 管理者は、電子署名の取扱いについて適宜必要な事項を調査し、必要があると認めたとときは、企画担当部長に報告しなければならない。

2 企画担当部長は、必要があると認めたとときは、電子署名の取扱いについて管理者に報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、電子署名に関し必要な事項は、企画担当部長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

電子署名記録媒体交付申請書

文書記号・番号

年 月 日

企画担当部長 殿

管理者名

(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体の交付を申請します。

電子署名記録媒体管理者	
用途	
理由	組織の新設（変更） その他（ ）
備考	

(日本産業規格 A列 4番)

第2号様式（第6条関係）

電子署名記録媒体引継書

文書記号・番号
年 月 日

企画担当部長 殿

管理者名

(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体について引き継ぎます。

記

シリアル番号	
管理番号	
電子署名記録媒体管理者	
廃止日	年 月 日
理由	組織の廃止（変更） その他（ ）

(日本産業規格 A列 4番)

第5号様式（第11条関係）

電子署名記録媒体事故報告書

文書記号・番号

年 月 日

企画担当部長 殿

管理者名

（公印省略）

次のとおり電子署名記録媒体に事故がありましたので届け出ます。

記

事故のあった電子署名記録媒体のシリアル番号	
管理番号	
電子署名記録媒体管理者	
事故の内容	
事故後の処理	
その他	

（日本産業規格A列4番）

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第一号

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月二十九日

東京都水道局長 西山 智 之

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局文書管理規程（平成十一年東京都水道局管理規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「局外から」を「局に」に改め、同項第二号中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第二十五条第一項中「次に掲げる場合を除き、前条の」を「前条の規定による」に、「には、公印及び割印を押すものとする」を「（電磁的記録を除く。）には、東京都水道局公印規程（昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号）の定めるところにより、公印を押印しなければならない」に改め、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、局長が別に定める場合は、この限りでない。

第二十五条第二項中「前項各号の規定により情報処理システムを利用して局外に送信する」を削り、「施行文書」の下に「（電磁的記録に限る。）」を加え、「については、法令等」を「は、東京都水道局電子署名規程（令和六年東京都水道局管理規程第二号）」に改め、「必要に応じて」を削り、「電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項」を「同規程第二条第一号」に、「行うものとする」を「付与しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同規程第三条第二項に規定する場合は、この限りでない。

第二十五条第三項中「第一項の」を「前二項の」に改め、「押印」の下に「又は電子署名の付与」を加え、同項第二号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二号

東京都水道局電子署名規程を次のように定める。

令和六年二月二十九日

東京都水道局長 西山 智之

東京都水道局電子署名規程

第一章 総則

(通則)

第一条 東京都水道局（以下「局」という。）が行う電子署名に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 局が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

三 電子署名記録媒体 署名符号（電子署名を行うために用いる符号をいう。）及び電子証明書を記録した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

四 当事者型電子署名 電子署名のうち、電子署名記録媒体を用いて行う電子署名をいう。

五 部 東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）第一条に掲げる部、多摩水道改革推進本部調整部、給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、支所、浄水管理事務所及び建設事務所をいう。

六 部長 部の長をいう。

七 庶務主管課 部の庶務をつかさどる課をいう。

八 庶務主管課長 庶務主管課の長（総務部にあつては、総務部調整担当課長）をい

う。

（電子署名の取扱い及び適用除外）

第三条 局が行う電子署名は、当事者型電子署名によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、局が作成した電磁的記録であつて、その真正性を確認できるものとして企画調整担当部長が別に定める電磁的記録については、電子署名を付与することを要しない。

第二章 当事者型電子署名の取扱い

（電子署名記録媒体の発行等）

第四条 電子署名記録媒体の発行及び更新は、企画調整担当部長がこれを行い、部長に交付する。

2 前項の規定による電子署名記録媒体の発行及び更新は、別記第一号様式による電子署名記録媒体交付申請書により部長が申請することにより行うものとする。
（使用しなくなった電子署名記録媒体の引継ぎ）

第五条 部長は、電子署名記録媒体を組織の改廃、更新等のため使用しなくなったときは、別記第二号様式による電子署名記録媒体引継書によりその電子署名記録媒体を企画調整担当部長に速やかに引き継がなければならない。

2 企画調整担当部長は、前項の規定により電子署名記録媒体の引継ぎを受けたときは、当該電子署名記録媒体に記録された署名符号及び電子証明書に係る電磁的記録を抹消するための措置を講じなければならない。

（電子署名記録媒体管理簿）

第六条 総務部情報化推進担当課長（以下「情報化推進担当課長」という。）は、電子署名記録媒体を発行し、又は更新したときは、別記第三号様式による東京都水道局電子署名記録媒体管理簿を作成し、整理しておかなければならない。

2 電子署名記録媒体を使用しなくなったときは、情報化推進担当課長は、当該電子署名記録媒体に係る東京都水道局電子署名記録媒体管理簿に必要な事項を記載しなければならない。

（電子署名記録媒体管理者の指名等）

第七条 電子署名記録媒体を取り扱う部に電子署名記録媒体管理者（以下「管理者」と

いう。)を置き、庶務主管課長をもって充てる。

2 管理者は、部長の命を受けて当事者型電子署名に関する事務をつかさどる。

(電子署名記録媒体取扱者の指名等)

第八条 管理者の下に電子署名記録媒体取扱者(以下「取扱者」という。)を置く。

2 取扱者は、管理者が自己の指揮監督する職員のうちから指名する。

3 取扱者は、管理者の命を受けて当事者型電子署名に関する事務を処理する。

4 管理者又は取扱者(以下「管理者等」という。)が不在であるときは、管理者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

5 管理者は、取扱者を指名し、又は変更したときは、遅滞なく、企画調整担当部長に

報告しなければならない。

(電子署名記録媒体の保管)

第九条 管理者は、電子署名記録媒体を常に堅固な容器に収納することのほか、盗難、

紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに、勤務時間外に

あつては、金庫等に保管し、施錠しておかなければならない。

2 管理者は、電子署名記録媒体のパスワードを当該電子署名記録媒体の取扱者以外の

者に知られることのないようにしなければならない。

(当事者型電子署名の付与)

第十条 当事者型電子署名の付与を求めようとする者は、別記第四号様式による電子署

名使用簿(以下「使用簿」という。)に必要な事項を入力し、当事者型電子署名を付

与しようとする電磁的記録(次項において単に「電磁的記録」という。)に決定済み

の起案文書(当該起案文書に係る事案の内容を文書総合管理システムその他事案の決

定に用いたシステムを利用して記録した電磁的記録のことをいう。第三項において同

じ。)を添え、管理者等の照合(以下「電子署名照合」という。)を受けなければな

らない。

2 前項の規定により電子署名照合を行った結果、当事者型電子署名の付与を適当と認

めたときは、管理者等は、電磁的記録に当事者型電子署名を付与するものとする。

3 前項の規定により当事者型電子署名を付与したときは、管理者等は、決定済みの起

案文書の公印照合・押印欄及び使用簿の付与者欄に記名しなければならない。

4 勤務時間外にあつては、電子署名記録媒体の使用は、禁止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第三章 補則

(電子署名の取扱いの事故報告)

第十一条 部長は、当事者型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当す

るときは、直ちに企画調整担当部長に別記第五号様式による電子署名記録媒体事故報

告書を提出しなければならない。

一 電子署名記録媒体の破損、電子署名記録媒体に記録されているデータの毀損又は

パスワードの忘失により電子署名記録媒体を使用できなくなったとき。

二 盗難、紛失、災害等により電子署名記録媒体の所在が不明になったとき。

三 電子署名記録媒体のパスワードが漏えいしたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、電子署名記録媒体が不正に使用され、又は不正に使

用され得る状態になったとき。

(電子署名の取扱いの調査等)

第十二条 部長は、電子署名の取扱いについて適宜必要な事項を調査し、必要があると

認めるときは、企画調整担当部長に報告しなければならない。

2 企画調整担当部長は、必要があると認めるときは、電子署名の取扱いについて部長

に報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、電子署名に関し必要な事項は、企画調整担当

部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記
第1号様式 (第4条関係)

電子署名記録媒体交付申請書

文書記号・番号

年 月 日

企画調整担当部長 殿

部長
(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体の交付を申請します。

電子署名記録媒体管理者	
用途	
理由	組織の新設 (変更) その他 ()
備考	

(日本産業規格A列4番)

第2号様式 (第5条関係)

電子署名記録媒体引継書

文書記号・番号
年 月 日

企画調整担当部長 殿

部長
(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体について引き継ぎます。

記

シリアル番号	
管理番号	
電子署名記録媒体管理者	
廃止日	年 月 日
理由	組織の廃止 (変更) その他 ()

(日本産業規格A列4番)

第5号様式 (第11条関係)

電子署名記録媒体事故報告書

文書記号・番号
年 月 日

企画調整担当部長 殿

部長 (公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体に事故がありましたので届け出ます。

記

事故のあった電子署名記録媒体のシリアル番号	
管理番号	
電子署名記録媒体管理者	
事故の内容	
事故後の処理	
その他	

(日本産業規格A列4番)

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第一号

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局文書管理規程(平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第一条第一項」を「第一条」に改め、同条第七号中「第一条第一項」を「第一条」に、「第二条第一項に規定する課、」を「第二条に規定する課、」に、「第二条第二項に規定する課を」を「第二条に規定する課を」に改める。

第三条第二項第一号中「総務部長」を「下水道局長(以下「局長」という。）」に改める。

第五条第一項ただし書中「下水道局長(以下「局長」という。）」を「局長」に改める。

第十三条第一項中「局長が指定する」を削る。

第三十九条第一項中「次に掲げる場合を除き、」を削り、「(いう。）」の下に「(電磁的記録を除く。）」を加え、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、局長が別に定める場合は、この限りでない。

第三十九条第二項中「前項各号の規定により情報処理システムを利用して局外に送信する」を削り、「施行文書」の下に「(電磁的記録に限る。）」を加え、「ついでには、法令等」を「は、東京都下水道局電子署名規程(令和六年東京都下水道局管理規程第二号)」に改め、「必要に応じて」を削り、「電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項」を「同規程第二条第一号」に、「行うものとする」を「付与しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同規程第三条第二項に規定する場合は、この限りでない。

第三十九条第三項中「第一項の」を「前二項の」に改め、「押印」の下に「又は電子

署名の付与」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二号

東京都下水道局電子署名規程を次のように定める。

令和六年二月二十九日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局電子署名規程

第一章 総則

(通則)

第一条 東京都下水道局(以下「局」という。)が行う電子署名に關し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に關する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 局が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

三 電子署名記録媒体 署名符号(電子署名を行うために用いる符号をいう。)及び電子証明書を記録した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

四 当事者型電子署名 電子署名のうち、電子署名記録媒体を用いて行う電子署名をいう。

五 部 東京都下水道局分課規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号。以下「分課規程」という。)第一条に規定する部並びに分課規程第五条に規定する事業機関のうち下水道事務所、水再生センター(森ヶ崎水再生センターに限る。)及び

基幹施設再構築事務所並びに東京都下水道局流域下水道本部処務規程(昭和四十

九年東京都下水道局管理規程第十七号)第二条に規定する部をいう。

六 庶務主管課 部の庶務をつかさどる課をいう。

七 庶務主管課長 庶務主管課の長をいう。

(電子署名の取扱い及び適用除外)

第三条 局が行う電子署名は、当事者型電子署名によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、局が作成した電磁的記録であつて、その真正性を確認できるものとして企画担当部長が別に定める電磁的記録については、電子署名を付与することを要しない。

第二章 当事者型電子署名の取扱い

(電子署名記録媒体の発行等)

第四条 電子署名記録媒体の発行及び更新は、企画担当部長が行い、部の長(以下「部長」という。)に交付する。

2 前項の規定による電子署名記録媒体の発行及び更新は、別記第一号様式による電子署名記録媒体交付申請書により部長が申請することにより行うものとする。

(使用しなくなった電子署名記録媒体の引継ぎ)

第五条 部長は、電子署名記録媒体を組織の改廃、更新等のため使用しなくなったときは、別記第二号様式による電子署名記録媒体引継書によりその電子署名記録媒体を企画担当部長に速やかに引き継がなければならない。

2 企画担当部長は、前項の規定により電子署名記録媒体の引継ぎを受けたときは、当該電子署名記録媒体に記録された署名符号及び電子証明書に係る電磁的記録を抹消するための措置を講じなければならない。

(電子署名記録媒体管理簿)

第六条 分課規程第二条第五項に規定する担当課長であつて、分課規程第三条の表総務部の部企画調整課の項第三号及び第四号の事務を所掌するもの(以下「担当課長」という。)は、電子署名記録媒体を發行し、又は更新したときは、別記第三号様式による東京都下水道局電子署名記録媒体管理簿を作成し、整理しておかなければならない。

2 電子署名記録媒体を使用しなくなったときは、担当課長は、当該電子署名記録媒体に係る東京都下水道局電子署名記録媒体管理簿に必要な事項を記載しなければならない

い。

(電子署名記録媒体管理者の指名等)

第七条 電子署名記録媒体を取り扱う部に電子署名記録媒体管理者(以下「管理者」という。)を置き、庶務主管課長をもって充てる。

2 管理者は、部長の命を受けて当事者型電子署名に関する事務をつかさどる。

(電子署名記録媒体取扱者の指名等)

第八条 管理者の下に電子署名記録媒体取扱者(以下「取扱者」という。)を置く。

2 取扱者は、管理者が自己の指揮監督する職員のうちから指名する。

3 取扱者は、管理者の命を受けて当事者型電子署名に関する事務を処理する。

4 管理者又は取扱者(以下「管理者等」という。)が不在であるときは、管理者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

5 管理者は、取扱者を指名し、又は変更したときは、遅滞なく、企画担当部長に報告しなければならない。

(電子署名記録媒体の保管)

第九条 管理者は、電子署名記録媒体を常に堅固な容器に収納することのほか、盗難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに、勤務時間外にあつては、金庫等に保管し、施錠しておかなければならない。

2 管理者は、電子署名記録媒体のパスワードを当該電子署名記録媒体の取扱者以外の者に知られることのないようにしなければならない。

(当事者型電子署名の付与)

第十条 当事者型電子署名の付与を求めようとする者は、別記第四号様式による電子署名使用簿(以下「使用簿」という。)に必要な事項を入力し、当事者型電子署名を付与しようとする電磁的記録(次項において単に「電磁的記録」という。)に決定済みの起案文書(当該起案文書に係る事案の内容を文書総合管理システムその他事案の決定に用いたシステムを利用して記録した電磁的記録のことをいう。第三項において同じ。)を添え、管理者等の照合(以下「電子署名照合」という。)を受けなければならない。

2 前項の規定により電子署名照合を行った結果、当事者型電子署名の付与を適当と認

めたときは、管理者等は、電磁的記録に当事者型電子署名を付与するものとする。

3 前項の規定により当事者型電子署名を付与したときは、管理者等は、決定済みの起案文書の公印照合・押印欄及び使用簿の付与者欄に記名しなければならない。

4 勤務時間外にあつては、電子署名記録媒体の使用は、禁止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第三章 補則

(電子署名の取扱いの事故報告)

第十一条 部長は、当事者型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに企画担当部長に別記第五号様式による電子署名記録媒体事故報告書を提出しなければならない。

一 電子署名記録媒体の破損、電子署名記録媒体に記録されているデータの毀損又はパスワードの忘失により電子署名記録媒体を使用できなくなったとき。

二 盗難、紛失、災害等により電子署名記録媒体の所在が不明になったとき。

三 電子署名記録媒体のパスワードが漏えいしたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、電子署名記録媒体が不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になったとき。

(電子署名の取扱いの調査等)

第十二条 部長は、電子署名の取扱いについて適宜必要な事項を調査し、必要があると認めるときは、企画担当部長に報告しなければならない。

2 企画担当部長は、必要があると認めるときは、電子署名の取扱いについて部長に報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、電子署名に関し必要な事項は、企画担当部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

電子署名記録媒体交付申請書

文書記号・番号

年 月 日

企画担当部長 殿

部長
(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体の交付を申請します。

電子署名記録媒体管理者	
用途	
理由	組織の新設（変更） その他（ ）
備考	

(日本産業規格A列4番)

第2号様式（第5条関係）

電子署名記録媒体引継書

文書記号・番号
年 月 日

企画担当部長 殿

部長
(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体について引き継ぎます。

記

シリアル番号	
管理番号	
電子署名記録媒体管理者	
廃止日	年 月 日
理由	組織の廃止（変更） その他（ ）

(日本産業規格A列4番)

第5号様式 (第11条関係)

電子署名記録媒体事故報告書

文書記号・番号
年 月 日

企画担当部長 殿

部長
(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体に事故がありましたので届け出ます。

記

事故のあった電子署名記録媒体のシリアル番号	
管理番号	
電子署名記録媒体管理者	
事故の内容	
事故後の処理	
その他の他	

(日本産業規格A列4番)

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)
電話 〇三(五三二一)一一一一

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

